

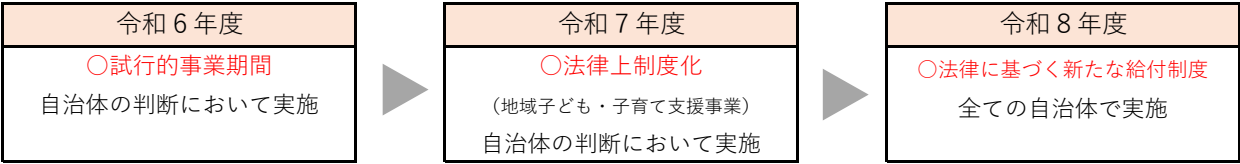
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

前橋市 こども施設課

1. 制度概要

全てこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、本市においては、市内在住で保育関係施設に入所していない生後6か月から満3歳未満の乳幼児を制度利用の対象として、月上限10時間の範囲において就労要件を問わずに時間単位で利用が可能としている。

<本格実施に向けた国の想定スケジュール>



2. 令和6年度 試行的事業における実績（令和6年6月開始～令和7年1月末時点）

<実施施設数…13施設>

（内訳）

公立保育所	1施設
私立保育所	1施設
私立認定こども園	11施設

<年齢別認定人数…117人>

（内訳）

※歳児は4/1時点年齢

0歳児	38人
1歳児	61人
2歳児	18人

<利用実績>

	0歳	1歳	2歳	合計
延べ利用児童数	71人	367人	67人	505人
（利用時間総数）	177時間	903時間	177時間	1257時間
実利用児童数	17人	41人	11人	69人
実利用率	45%	67%	61%	

3. 令和7年度実施に向けたスケジュール（案）

- ・事業は、引き続き4月以後も実施をしていく予定であるが、下記2点について運用の変更が見込まれる。
 - ・令和7年度から法制度化されることに伴い、事業所が事業を実施する際の認可手続きが必要となる。
 - 令和6年3月以後、事業実施施設は市に認可申請を行う。事業認可に当たっては、本子ども・子育て会議に諮ることとなっている。
 - ・全国共通の総合支援システムを国が開発中であり、令和7年度から試験運用が開始される。
 - 前橋市における試験運用、事業所への説明を経て、8月頃から運用を開始する予定。
- （※総合支援システム＝利用者の利用申請や、事業所の予約管理・利用状況管理等を行うシステム。）

	令和6年度	令和7年度					
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
前橋市	・認可事務（随時） ・システム動作確認期間 ・システムを介さない認定			・システム操作説明会（市内事業所向け） ・システム認定登録開始			
事業者	・認可申請（随時） ・システムを介さない利用調整			・システム登録、動作確認期間（6月以後） ・8月以後の利用予約受付開始（システム）			
利用者	・システムを介さない利用予約			・認定再申請＆システムでの利用予約開始（ID付与） （従来の認定申請、利用予約方法は×）			

※「認可」＝事業所の事業認可 「認定」＝利用者の利用認定